

# 麗澤幼稚園園則

昭和55年4月1日制定  
令和7年4月1日最近改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この幼稚園は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき廣池千九郎の建学の精神に則り、幼児の徳性と知性と身体の調和的な育成に適した環境を与えてその心身の健全な発達を助長することを目的とする。

### (名称)

第2条 この幼稚園は、麗澤幼稚園という。

### (所在地)

第3条 この幼稚園は、千葉県柏市光ヶ丘二丁目1番1号に置く。

### (保育年齢)

第4条 この幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

### (収容定員)

第5条 この幼稚園の収容定員は185名とし、3歳児2クラス55名、4歳児2クラス65名、5歳児2クラス65名の計6クラス185名とする。

## 第2章 保育年限・保育期・休業日

### (保育年限)

第6条 この幼稚園の保育年限は、4年未満とする。

### (学年)

第6条の2 学年は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

### (学期)

第7条 1年を分けて、次の各号に掲げる3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

### (休業日)

第8条 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日

- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
  - (4) 千葉県民の日 6月15日
  - (5) 本園記念日 6月4日
  - (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
  - (7) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日まで
  - (8) 春季休業日 3月20日から3月31日まで
- 2 休日は、変更若しくは多少増減することがある。
  - 3 休業日に、保育及びその他の行事を行うことがある。

(始業・終業)

第9条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後2時まで。ただし、季節により多少変更することがある。

### 第3章 教育課程・保育時間数・教職員組織

(教育課程)

第10条 教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)第2章において示されている健康、人間関係、環境、言葉及び表現等によって編成する。

(保育時間)

第11条 1日の保育時間は、4時間とし、前条の教育課程によって保育する。

(教職員)

第12条 この幼稚園には、次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
  - (2) 副園長 置くことができる
  - (3) 主幹教諭 1名以上
  - (4) 指導教諭 1名以上
  - (5) 教諭 10名以上
  - (6) 国際教諭 置くことができる
  - (7) 園医 2名
  - (8) 園歯科医 1名
  - (9) 薬剤師 1名
  - (10) 事務職員 1名以上
- 2 各職種の職務内容は、別に定める。

### 第4章 入園・休園・退園・修了・褒賞

(入園申込)

第13条 この幼稚園に入園を希望する者は、所定の申込書に選考料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入園許可)

第14条 入園を希望する者には、選考のうえ入園を許可する。

2 入園を許可された者は、所定の誓約書に入園料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(休園・退園)

第15条 園児が休園又は退園しようとする場合は、所定の申込書に必要な事項を記入して、保護者から園長に届け出るものとする。

(修了)

第16条 この幼稚園の所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(褒賞)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第5章 保育料・教育環境充実費・施設維持費・入園受入準備費・選考料

(保育料・教育環境充実費・施設維持費)

第18条 保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 教育環境充実費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 満3歳児 月額12,300円
- (2) 3歳児 月額11,300円
- (3) 4歳児 月額10,300円
- (4) 5歳児 月額9,300円

3 施設維持費は、一律月額3,000円とする。

4 在籍者は、出席の有無にかかわらず毎月その月分の教育環境充実費及び施設維持費(以下、「教育環境充実費等」という。)を納入しなければならない。6 在籍者は、出席の有無にかかわらず毎月その月分の教育環境充実費、施設維持費(以下、教育環境充実費等という。)を納入しなければならない。

5 途中入園の場合は、入園する月分より教育環境充実費等を納入するものとする。

6 休園する期間が3か月以上にわたる場合は、1か月を単位とする休園期間に相当する教育環境充実費等を1/2減額する。

7 退園の場合は、退園する月分までの教育環境充実費等を納入するものとする。

(入園受入準備費)

第19条 入園受入準備費(以下、「入園料」という。)は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、3学期に入園する場合には、それぞれ10,000円を減額する。

- (1) 満3歳児 110,000円
- (2) 3歳児 100,000円
- (3) 4歳児 80,000円
- (4) 5歳児 60,000円

2 兄弟姉妹が同時に入園する場合の入園料は、それぞれ入園料の2分の1を減免する。

3 入園料は納入後、転勤等の理由にて遠隔地への転居が伴う場合は、証明書の提出により返金することがある。

(選考料)

第20条 選考料は、1,000円とする。

(教育環境充実費などの返還)

第21条 既納の教育環境充実費等、入園受入準備費及び選考料は、原則として返還しない。

## 第6章 雑則

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な事項は、別に定める。

(事務の所管)

第23条 この園則に関する事務は、幼稚園事務課が所管する。

(園則の改廃)

第24条 この園則の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この園則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この園則は、昭和59年4月1日から改定施行する。
- 3 この園則は、昭和60年6月1日から改定施行する。
- 4 この園則は、昭和61年4月1日から改定施行する。
- 5 この園則は、昭和62年4月1日から改定施行する。
- 6 この園則は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 7 この園則は、平成3年4月1日から改定施行する。
- 8 この園則は、平成4年9月1日から改定施行する。
- 9 この園則は、平成5年4月1日から改定施行する。
- 10 この園則は、平成7年4月1日から改定施行する。
- 11 この園則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 12 この園則は、平成9年4月1日から改定施行する。
- 13 この園則は、平成11年4月1日から改定施行する。
- 14 この園則は、平成13年4月1日から改定施行する。
- 15 この園則は、平成14年4月1日から改定施行する。
- 16 この園則は、平成16年4月1日から改定施行する。
- 17 この園則は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 18 この園則は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 19 この園則は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 20 この園則は、平成30年4月1日から改定施行する。

- 21 この園則は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 22 この園則は、令和3年4月1日から改定施行する。改定施行後の園則第18条第3項の規定は、令和3年度入園者より適用し、令和2年度以前に入園した園児は年度ごとの希望選択制とする。ただし令和2年度入園の満3歳児からの進級者は令和3年度の支払いを免除するが、令和4年度以降は改定施行後の園則を適用する。
- 23 この園則は、令和5年4月1日から改定施行する。
- 24 この園則は、令和7年4月1日から改定施行する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 麗澤幼稚園園則（以下、「園則」という。）第22条第1項の規定に基づき、麗澤幼稚園（以下、「本園」という。）の運営について定めることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 本園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとする。
- 2 本園は、本園を利用する小学校就学前の子ども（以下、「利用子ども」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めるものとする。
- 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設、その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (保育年齢)

第3条 本園に入園できる者は、園則に定めるところによる。

### (利用定員)

第4条 本園の利用定員は150名とし、満3歳児10名、3歳児40名、4歳児50名、5歳児50名とする。

## 第2章 保育年限・保育期・休業日

### (保育年限・学年・学期)

第5条 本園の保育年限・学年・学期は、園則に定めるところによる。

### (特定教育・保育を提供する日)

- 第6条 本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、特定教育・保育の提供の上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育を提供しないことがある。
- 2 本園の休業日は、園則に定めるところによる。ただし、前1項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供の上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

### (特定教育・保育の提供する時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、園則に定めるところによる。

2 本園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

### 第3章 教育課程・保育時間数・教職員組織

(提供する特定教育・保育の内容・教育課程・保育時間)

第8条 本園が提供する特定教育・保育の内容・教育課程・保育時間は、園則に定めるところによる。

(教職員)

第9条 本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるところによる。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 副園長を置くことができる。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務を掌る。

(3) 主幹教諭 1名以上

主幹教諭は、園長（及び副園長）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育を掌る。

(4) 指導教諭 1名以上

指導教諭は、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 教諭 10名以上

教諭は、幼児の教育を掌る。

(6) 国際教諭 国際教諭を置くことができる。

国際教諭は、幼児の英語教育を掌る。

(7) 園医 1名

健康相談、保健指導、健康診断及び感染症予防に関する助言指導等を行う。

(8) 園歯科医 1名

健康相談、保健指導及び歯科検診等を行う。

(9) 薬剤師 1名

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談及び保健指導等を行う。

(10) 事務職員 1名以上

事務職員は、事務に従事する。

### 第4章 入園・休園・退園・修了・褒賞

(入園申込)

第10条 本園の入園申込は、園則に定めるところによる。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第5条に定める利用定員の総数を超える場合は、本園の教育理念に基づき選考及び決定するものとする。
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。

- 2 本園の利用子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用子どもの保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。
  - (3) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(休園、退園、修了、褒賞)

第13条 本園の休園、退園、修了、褒賞は、園則に定めるところによる。

## 第5章 利用者負担

(支給認定保護者から受領する利用者負担、その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第14条 本園は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下、「府令」という。）第13条第3項の規定により、提供する特定教育・保育の質の向上を図るため、次項に掲げる特定負担額を徴収する。

- 2 園児の良質な教育・保育の環境の充実を図る費用として教育環境充実費を園則に定めるとおり徴収する。
- 3 施設や遊具の維持管理に必要な費用として、施設維持費を園則に定めるとおり徴収する。
- 4 本園は、府令第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる実費を徴収する。
- 5 本園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 6 教育環境充実費、施設維持費（以下、「教育環境充実費等」という。）の納入については、園則に定めるところによる。

(入園受入準備費)

第15条 入園やその準備に係る事務手続等に要する費用として入園受入準備費（以下、「入園料」という。）を徴収する。入園料は、園則に定めるところによる。

(選考料)

第16条 選考料は、園則に定めるところによる。

(利用者負担等の返還)

第17条 既納の教育環境充実費等、入園料及び選考料の返還は、園則に定めるところによる。

## 第6章 緊急時・災害対策・虐待の防止のための措置

(緊急時等における対応方法)

第18条 本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 法人の定める計画等に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難・救出及びその他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第20条 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その教職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第7章 その他運営についての重要事項

(秘密保持)

第21条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者及びその他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除くものとする。

(苦情解決)

第22条 本園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 本園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとするものとする。

4 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告するものとする。

(記録の整備)

第23条 本園は、特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 府令第19条の規定に基づく市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第8章 雑則

(事務の所管)

第24条 この規程に関する事務は、幼稚園事務課が所管する。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、担当常務理事がこれを定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

別表2 (利用子どもの預かり保育に係る利用者負担)

## 麗澤幼稚園運営規程

別表1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	給食の調理・配送に係る費用の徴収	1食 350円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
保険加入に係る保護者負担	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約のため	年額 200円
制服代	入園時に全員が購入	45,000円程度
卒園アルバム	卒園アルバム作成に係る費用	12,000円
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用(制作活動に使用するため)	実費
連絡アプリ使用に係る費用	園で利用している連絡アプリのシステム利用料として	月額 300円

## 麗澤幼稚園運営規程

別表 2

項目	金額
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	午前 7 時 30 分から保育開始 まで 1 回 500 円 保育終了後 1 時間 300 円